

地方自治体における知的財産政策 ー振興と転換の課程ー

小 南 典 子

本稿では、地方自治体の商工政策の一環として行われた、知的財産制度を活用した産業振興政策について、大阪府の事例を基に、その図書館の課程から初め、振興の課程及び転換の課程を紹介しその分析を行うものである。

ここで知的財産とは、知的財産基本法に規定されている「発明、考察、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」¹⁾である²⁾。

また、知的財産政策とは、これら知的財産を多くの企業や個人が生み出し、適切に管理し、活用することによって、高付加価値の創造能力が期待される産業を育成することによる産業振興を図るため、地方自治体として行う商工政策であり、大阪府のこれら知的財産政策の中核をなした大阪府立特許情報センター（以後「特許情報センター」と言う。）に係る政策を中心に扱うものである。

まず、図書館の課程である、特許情報センターが創設されるまでの、大阪府における特許資料等の収集及び図書館資料としての提供の状況から始め、特許情報センターの創設に向けた大阪府政の動向等について紹介する。

その後、特許情報センターにおける知的財産政策の振興及び財政難や国の政策の変化等により迎えた転換の課程について、背景を含めて分析し、その影響を含めて考察する。

キーワード：知的財産法制度、地方自治体政策、知的財産政策

-
- 1) 知的財産基本法 第2条第1項（2003年（平成15年）3月1日施行）
 - 2) もちろん知的財産についてはさまざまな定義がなされており、その法制度や政策とともに総合的に論述されているものは数多くあるが、ここでは、知的財産戦略大綱（2002年（平成14年）7月）に基づいて設置された知的財産戦略本部（沿革については<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/enkaku.html>）に詳しい。2011年9月閲覧）において、網羅的に議論を重ねた上での、前述の法律での定義となっており、同法の条文より引用したものを基本に考察した。

なお、知的財産及び法制度や政策について総合的に論述されているものについては、とりあえず、北川善太郎著「技術革新と知的財産法制」（1992年 有斐閣）・岩村正彦ほか編「岩波講座 現代の法 10 情報と法」（1997年 岩波書店）・小池晃著「知的財産戦略大綱と知的財産基本法 産業競争力への手がかり」（2002年 日本法令）・大阪大学大学院法学研究科附属法制実務連携「企業活動における知的財産 大阪大学新世紀レクチャー」（2006年 大阪大学出版）・田村善之編著「新世代知的財産政策学の創成 21世紀COE知的財産研究叢書」（2008年 有斐閣）・田村善之著「知的財産法」（2010年 有斐閣）に詳しい。

1 始めに

2010年（平成22年）12月31日、1996年（平成8年）以来、大阪府の知的財産政策の中核をなした特許情報センターが廃止された³⁾。それと前後して、2010年（平成22年11月）に大阪府知的財産戦略指針が策定され、大阪府の知的財産支援施策の抜本的な再構築⁴⁾が図られた。この結果、大阪府の知的財産政策は大きく転換することになった。

本稿においては、この大きな転換点において、知的財産政策の中核であった特許情報センターを中心に、その前期である図書館の時代を、戦前的大阪図書館時代から大阪府中央図書館の時代、戦後の大阪府立図書館時代及び大阪府立夕陽丘図書館時代の知的財産情報の収集と提供について図書館の課程として紹介し、その後、特許情報センターとして集約され、当該センターで数々の施策が展開された振興の課程を、そして特許情報センターが廃止されるに至った転換の過程までを紹介分析し、その政策について考察した。

2 図書館の課程

（1）大阪図書館の時代

大阪府における知的財産政策の萌芽は、大阪図書館⁵⁾において、特許公報の収集とその提供に始まる。

大阪図書館規則（大阪府令第14号）に基づき、1904年（明治37年）2月に開館した大阪図書館において、同年12月から、日本特許公報の受け入れが始められている⁶⁾。その後、1923年（大正12年）1月には、特許局から外国特許公報の寄贈が始まっている⁷⁾。これら特許公報の受け入れは、以後脈々と続いていくことになる。

1935年（昭和10年）には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に係る牽引に資するため、「特許発明実用新案意匠及商標分類目録併件名牽引」が独自にまとめられている。

3) 行政政策上の位置づけは、特許情報センターの機能を、商工労働部商工振興室ものづくり支援課に引き継いだものとされているが、実質、特許情報センターを運営していた組織はなくなり、特許情報センターが所在し知的財産に関係する多くの組織が集中していた建物（関西特許情報センター）も2011年1月時点で、府の行政書類の倉庫となっている。

なお著者は、2000年度（平成12年度）から2002年度（平成14年度）まで、特許情報センター企画総務課職員として在籍していた。

4) 『大阪府知的財産戦略指針』（2010年平成22年11月 大阪府）2頁

5) 1876年（明治9年）に大阪府により創設された書籍館が前身で、その後書籍館は1888年（明治21年）に大阪府下の大洪水などによる大阪府財政難のため廃館となった。大阪図書館は、この書籍館の資料を引き継いで1904年（明治37年）に開館した。（『大阪府立中之島図書館90年』（1994年 大阪府立中之島図書館）6頁から9頁より）

6) 『前掲書』（注5）13頁

7) ちょうどこの年1923年（大正12年）9月1日に、神奈川県相模湾北西沖を震源とする関東大震災が起り、特許局の資料も被害を受けた。この際に、大阪府から外国特許公報が複写のために貸し出されたことが伝聞として残されている。

（２）大阪府中央図書館の時代

図書館令の改正⁸⁾によって、1936年（昭和11年）に大阪府中央図書館となり、中央図書館としてのサービスの充実を図っていく一環として、座席数の増設や、閲覧用の書名・著者目録の利用を開始するとともに、特許部が新設されている。同年10月には、「新着特許抄報」を創刊し、本報は以後毎月2回1942年（昭和16年）まで継続され⁹⁾、一旦休刊となる。1944年（昭和19年）「科学文献」¹⁰⁾の一部として復活するが、1945年（昭和20年）に廃刊となる。

この翌年1937年（昭和12年）に、後日、大阪府立夕陽丘図書館の建物の前身である大阪府立図書館天王寺別館となる大原社会問題研究所の土地・建物等が大阪府に譲渡されている¹¹⁾。

1941年（昭和16年）には、太平洋戦争の影響が多大にあったもようで、「新兵器工業 外国特許文献展」を開催している。翌1942年（昭和17年）に、「敵国人所有日本特許文献展」。

1944年（昭和19年）に、「航空機外国特許文献展」及び「潜水艦外国発明文献展」を特別展として開催している¹²⁾。

1945年（昭和20年）3月の大阪大空襲で大阪府下は多大な戦災を受けるが、大阪府中央図書館は戦災を免れている¹³⁾。

（３）大阪府立図書館の時代

戦後は、1948年（昭和23年）に大阪府立図書館条例¹⁴⁾及び大阪府立図書館規則¹⁵⁾に基づき大阪府立図書館となる¹⁶⁾。2年後の、1950年（昭和26年）には、貴重図書と並んで外国特許のマイクロフィルム化に着手し、特許庁からスイス特許明細書の貸付を受け、充実を図っている¹⁷⁾。このスイス特許明細書については、後に分類表がまとめられている¹⁸⁾。また、この年に

8) 昭8改正図書館令第10条（1936年（昭和11年）8月公布。

9) 『前掲書』（注5）24頁から25頁

10) 『科学文献 1から6 8』（1944年 大阪府中央図書館）

11) 現在法政大学大原社会問題研究所の前身であった大原社会問題研究所は、初代倉敷紡績社長が、1919年（大正8年）に四天王寺末寺「秋の坊」の敷地を購入して設立したもので、社会問題、労働問題等を科学的に研究し多くの業績を残した。当時の国策や資金の問題から、1937年（昭和12年）に東京に移転することになり、土地、建物、蔵書の一部を大阪府に20万円という格安な金額で譲渡したものである。（『大阪府立夕陽丘図書館だより ゆうひがおか No65』（1996年 大阪府立夕陽丘図書館）2頁及び『大阪府立夕陽丘図書館 その歩みと継承』（1998年 大阪府立中央図書館）4頁から5頁より）

12) 『前掲書』（注5）24頁から25頁

13) この大阪大空襲では、注10で述べた、大原社会問題研究所から購入した建物の本館は焼失したが、書庫は戦火を免れ、ここでも購入した社会科学に関する図書は無事であった。

14) 大阪府条例第5号（1948年（昭和23年）3月公布。

15) 大阪府規則第9号（1948年（昭和23年）3月公布。

16) 大阪府図書館天王寺別館は、大阪府立図書館天王寺分館となる。

17) 『前掲書』（注5）28頁から29頁

18) 『スイス特許分類表 1908年～1958年』（1966年 関西文献センター）

は閲覧料等条例が廃止されており、閲覧が無料化されている¹⁹⁾。

1953年（昭和28年）には、商工資料室を開設し、商工に関する資料を集約し、これは、1958年（昭和33年）に資料係と閲覧係を設置した商工資料課の新設へと発展することになる²⁰⁾。翌年1959年（昭和34年）からは、特許公報出願者名牽引が発刊し、1971年（昭和46年）まで継続して発行されることになる²¹⁾。

1970年（昭和45年）にまとめられた「大阪府立図書館基本構想に関する報告書」（11月）に基づき、中之島にある大阪府立図書館と夕陽丘にある天王寺分館との機能分担を図り、前者を人文科学と郷土資料を中心とし、後者を、社会科学資料、児童書、特許資料、対面朗読、自動車文庫を中心とするものとした。よって、前者の商工資料課は、後者に移転することとなり、特許資料も天王寺分館に移転することになった。

（４）大阪府立夕陽丘図書館の時代

1974年（昭和49年）1月に天王寺分館跡地に新しい図書館が完成し、3月に商工資料課が移転し、4月に大阪府立夕陽丘図書館が開館した。同時に、前者は大阪府立中之島図書館となったのである²²⁾。

当館では、特許資料だけでなく科学技術資料も含めて、収集し、「利用しやすい独特の整理方法は高い評価を受け、特許庁からも多くの職員が研修を兼ねて来館し、特許庁長官は着任するたびに視察された」²³⁾。

また、外国特許については特に豊富で、古くからの資料がそろっており、開架室や公開書庫で分類順別の配架がなされ、自由に取り出せることから効率的な調査が可能となっていた。

3 振興の課程

（１）特許情報センターの創設

① 大阪府政の状況

特許情報センター創設前の大阪府政の置かれた状況から紹介する。バブルの崩壊²⁴⁾の後、大阪府下の経済状況は年を経るごとに厳しさを増し、大企業のみならず中小企業の経営環境は不透明感を増していた。

19) 大阪府立図書館条例 附則「2 次に掲げる条例は、昭和26年4月1日から廃止する。大阪府立図書館閲覧等条例（昭和23年大阪府条例第5号）」

20) 『前掲書』（注5）32頁

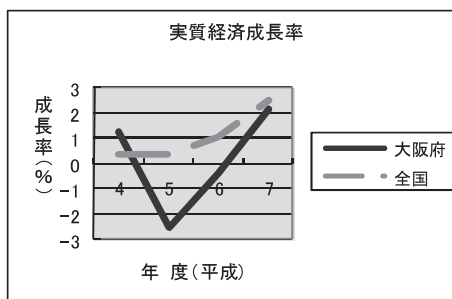
21) 『前掲書』（注5）53頁

22) 『前掲書』（注5）40頁から41頁

23) 『前掲書』（注11 前者）4頁

24) バブルの崩壊と言われるのは、日経平均株価が1989年（平成元年）12月29日に38,915円87銭の最高値額をつけたのをピークとして、翌年の株価の下落から始まった大規模な景気の後退で、引き続いで地下の下落が始まったのは、1991年（平成2年）からである。

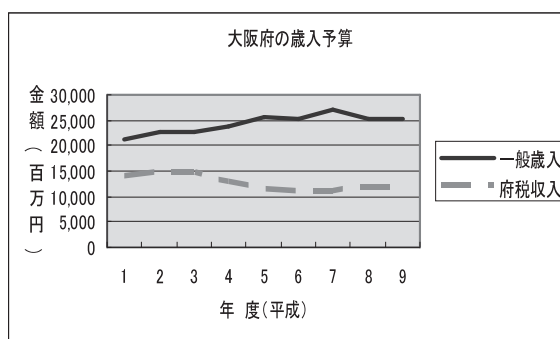
右図は、大阪府と全国の経済成長を包括的に示す実質経済成長率を比較したものであるが、特に、1993年度（平成5年度）にマイナスに落ち込んで以降は、全国の値を大きく下回っており、バブル崩壊後の経済の停滞状況が大阪府下においては極めて深刻化していていることがわかる²⁵⁾。



この影響は、大阪府の財政状況を大幅に悪化

させ、もはや大幅な回復が期待できないことが明らかとなってきた。よって、バブル崩壊以来採用してきた施策では対処できない状況に大阪府政は追い込まれていったのである。

右図のとおり、府税収入が大きく落ち込み²⁶⁾、回復する兆しが全く見えなくなっていることがわかる。



特に、1994年度（平成6年度）に至っては、それまでバブル崩壊直後から実施されてきた貸付金の償還による臨時的財源や府債の増発などによっても収支の均衡を図ることができず、過去に積み立てた基金を大幅に取り崩すことによる財源不足の補填でかろうじて収支の均衡が図られるまでになっていた²⁷⁾。

この状況は改善されることなく、1996年度（平成8年度）には、府の財政の対応力は「限界に近づいた」²⁸⁾。

そこで、大阪府下の経済状況の好転を図り、その結果として、府税収入の主要部分である法人2税の増収を図ることにより財政状況の改善を得るべく、新たな高付加価値を生み出す力のある、雇用創出力のある企業の育成が重要な課題となった。中でも、厳しいリストラの最中に

25) 実質経済成長率は、各経済部門の生産活動により生み出された付加価値の総額から、物価変動による影響を除去したもので、経済活動の状況を最も端的に表す指標であると考えたのでここに引用した。

26) 地方税は前年度の収入に基づいての課税となるため、景気後退の影響が出るのは1年以上遅れることになる。よって、大阪府の府税収入の大きな部分を占める法人2税（法人事業税・法人府民税）が減少し大阪府歳入予算に影響していくのは、平成3年度以降である。ちなみに、この法人2税は、経済状況の影響を大きく受ける性質を持っている。

27) 『財政のあらまし』（1996年 大阪府）2頁にこれらの経緯について記述されている。

なお、府税収入と歳入との差額が、貸付金の償還による臨時的財源や府債の増発によって埋め合わせをされた部分である。特に1994年（平成6年）以降乖離幅が大きくなったのは、1994年（平成6年）の関西国際空港開港とその周辺整備事業推進のため、増加する歳出に対応せざるを得なかったためである。（『前掲書』（注27）（1994年）に詳しい。）

28) 『前掲書』（注27）（1996年）3頁

ある大企業ではなく、産業構造の変化に対応した中小企業の育成を図り、新しい産業を興し、雇用の創出と産業構造転換を図ることにより地域経済を振興していく方向での府の施策が求められることになった。技術力の高い中小中堅企業が、厳しい競争の中で培い蓄積した熟練技術やノウハウというポテンシャルを有効に引き出し知的財産として経営資源化し、新商品開発や新事業展開に結び付けていくことが大阪産業活性化の重要な課題とされた²⁹⁾。

また、新産業の育成にあたっては、資金調達面だけではなく、インキュベータやビジネスマッチングにわたる総合的な支援に努めるべきであり、加えて、大学研究者みずからがこれまで培った研究開発成果を産業界に発信する機会の提供も必要であるとされた³⁰⁾。新しい商工政策としての知的財産政策の必要性が高まってきたのである。

一方、大阪府立夕陽丘図書館・大阪府立中之島においては、ビデオ、CDなどのオーディオ・ビジュアル資料の増加への対応、障がい者へのさらなる対応、生涯学習時代への対応、市町村との連携に応えるべく、新しい図書館が建設されることになり大阪府立図書館が全面的に再編成されることになった³¹⁾。つまりそもそも特許関係情報が集積していた大阪府立夕陽丘図書館自体が見直されることになったのである。

その結果、大阪府立夕陽丘図書館は、知的財産関係を除いた全ての図書を新しい大阪府立中央図書館に移管し、その建物を改修して、関西特許情報センター³²⁾とし、その中核施設として特許情報センターが創設され入居することになった³³⁾。大阪府立夕陽丘図書館にあった知的

29) 1996年（平成8年）2月大阪府議会において、橋本昇治府議会議員の一般質問に答えての灘本正博商工労働部長の答弁より「大阪府議会議事録 平成8年2月定例会本会議—03月05日—02号」（1996年）250頁

30) 1996年（平成8年）2月大阪府議会において、那波敬方府議会議員の一般質問に答えての灘本正博商工労働部長の答弁より「大阪府議会議事録 平成8年2月定例会本会議—03月08日—05号」（1996年）520頁

31) 1995年（平成7年）9月大阪府議会において、西脇邦雄府議会議員の文教常任委員会質問に答えての嶋一成社会教育課長の答弁より「大阪府議会議事録 平成7年9月定例会文教常任委員会—10月16日—01号」（1995年）75頁・1996年（平成8年）2月大阪府議会において、西脇邦雄府議会議員の文教常任委員会質問に答えての嶋一成社会教育課長の答弁より「大阪府議会議事録 平成8年2月定例会文教常任委員会—03月21日—02号」（1996年）93頁・1996年（平成8年）2月大阪府議会において、松田英世府議会議員の一般質問に答えての谷口文夫教育長の答弁より「大阪府議会議事録 平成8年2月定例会本会議—03月12日—07号」（1996年）592頁

32) 関西特許情報センターは、特許情報センターを始めとした、関西の特許関係機関が集積した機能及び当該建物の名称。この関西特許情報センターを機能させるため、振興会を所在する機関により構成し、特許情報センターに事務局を置いた。

33) 特許情報センターや大阪府立中央図書館として、大阪府の政策が具体化していく前段階として、特許情報の集約化の視点から、1993年（平成5年）5月に、大阪府、関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪工業会が中心となり、関西特許情報センター設立推進協議会が設置され議論が重ねられてきていた。関西特許情報センターの名称はここに由来する。（1995年（平成7年）6月大阪府議会商工農林常委員会における園村健二商工部長の商工労働部事務事業概要の説明より「大阪府議会議事録 平成7年6月から7月定例会商工農林常任委員会—6月29日—01号」（1995年）265頁）

財産関係資料はその特許情報センターに移管。大阪府立中之島図書館は、大阪の郷土資料や近世和漢資料を中心とした資料センター機能と、ビジネスサポート機能を持つ図書館として再オープンすることとなった³⁴⁾。

② 国の状況

国の状況については、GATTウルグアイラウンドでの10年にも及ぶ交渉の結果、1995年（平成7年）に「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS1996年協定）」が発効し、「経済の情報化、グローバル化の流れの中で、自国産業の国際競争力の維持強化を図るために、知的財産の保護強化を進めることは歴史的必然」³⁵⁾となった。ここからプロパテント推進へと舵がきられたわけで、1997年（平成8年）には、特許庁長官の私的諮問機関として「21世紀の知的財産権を考える懇談会」が設置され、知的財産の創造・保護・活用からなる「知的創造サイクル」の早く大きい回転を可能にすべく、産業財産制度改革議論が闊達に行われることとなった³⁶⁾。

これらの改革の一環として、地方自治体への補助制度の整備が図られ、特に「知的創造サイクル」の早い回転を可能にするため、特許情報の利用促進事業のための国庫補助制度が拡充された。特許情報センター創設年度の1996年度（平成8年度）歳入予算4,063万円のうち、実に58%の2,337万円が、この特許情報利用促進による国庫補助金で占められている³⁷⁾。国の産業財産制度改革の追い風を受けることができたのである。

③ 特許情報センターの創設

大阪府下の経済振興を図り、かつ大阪府財政の改善にも資する商工政策としての知的財産政策の必要性の高まりを背景に、国が推し進める産業財産制度改革の追い風に利用しつつ、大阪府立図書館の全面的な再編成を契機に特許情報センターが創設された。

設立は1996年（平成8年）4月³⁸⁾で、前述したとおり旧大阪府立夕陽丘図書館の建物を改修した関西特許情報センター内に所在し、その機能は、創立時の事務事業執行概要には、「工業所有権に関する情報の活用を促進し、もって産業の振興に資するため、工業所有権に関する情報の収集・提供、活用に関する企画・立案及び相談を行うとともに講演会を開催」³⁹⁾とある。

つまり、図書館時代の豊富な資料ストックを効率よく利用できるよう分類しきめ細かく閲覧

34) 『前掲書』（注27 前者）1頁・（同 後者）6頁

35) 『産業財産制度125周年記念誌—産業財産制度この15年の歩み—』（2010年 特許庁）3頁

36) 『前掲書』（注35）3頁

37) 『大阪府立特許情報センター事務概要書』（1997年 大阪府立特許情報センター）20頁

38) 根拠条例である大阪府立特許情報センター条例は、1995年度（平成7年度）2月大阪府定例議会で、1996年（平成8年）3月25日に可決され、同年4月1日に施行された。

39) 『前掲書』（注37）（1997年）19頁

サービスに応じていくことをベースに、加えて、大阪府における知的所有権センターとして、分野別のCD-ROMライブラリーを作成し、特定技術分野別のデータベースの構築を図り、知的所有権アドバイザーにより企業相談に応じていく⁴⁰⁾ こととなった。

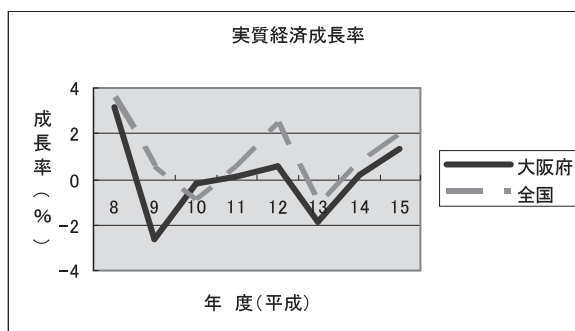
また、関西にある特許関係機関を関西特許情報センターに収容することにより、知的財産業務に関してワンストップのサービスが可能になった。各機関の入居は、最終的には、近畿経済産業局特許室、社団法人発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部、独立行政法人工業所有権情報館・研修館大阪閲覧室、財団法人日本立地センターテクノマート事業部大阪支部となり、これらの機関が当該センターに集中することになり、日本で唯一の知的財産関係機関集積センターとなったのである⁴¹⁾。

(2) 知的財産政策の振興

① 大阪府政の状況

知的財産政策の振興の過程について、まずは大阪府政の状況から述べる。

大阪府下の経済状況は、1995年（平成7年）に発生した阪神淡路大震災の影響による落ち込みからのリバウンドのおかげでもちなおしたように見えたものの一時的なものにすぎず⁴²⁾、右図のとおり、以降ずっと全国平均を下回る実質経済成長率しか達成できていなかった。



2000年（平成12年）に就任した太田房江知事は、大阪産業の構造転換戦略である「大阪産業再生プログラム」を策定し、中小企業の支援センター等支援体制の整備や経営革新支援や産業拠点立地のための補助金制度の整備など、商工政策に傾注した。2001年度（平成13年度）予算では、それまで一般会計予算の6%程度で教育費・土木費・警察費・福祉費に次ぐものだった商工費予算を、10%台に増額し、教育費・土木費に次ぐ規模とした⁴³⁾。それらの結果、実質経済成長率においての全国値との乖離幅は小さくなった。

ただ、いかんせん大阪府の財政状況は厳しいままで、2001年度（平成13年度）には一時的に歳入増が見られるものの、歳出需要に応えられる程度には全く達しておらず、右図のとおり

40) 『前掲書』（注37）（1997年）22頁

41) 1996年（平成8年）2月大阪府定例議会において、山野久府議会議員の商工労働常任委員会質問に答えての塩入栄工業課長の答弁で詳細に説明されている。（『大阪府議会議事録 平成8年2月定例会商工農林常任委員会—3月15日—01号』（1995年）57頁）

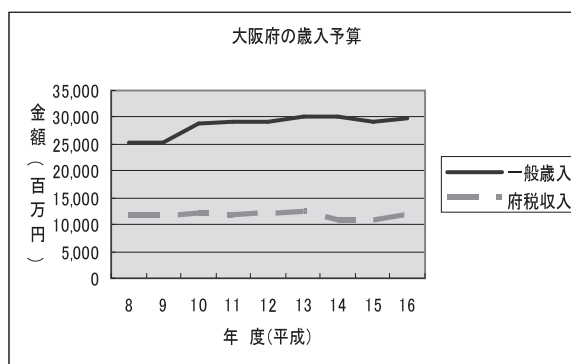
42) 『前掲書』（注27）（2000年）1頁

43) 歳出分野別割合は従来固定化しており、この割合が変化する意味は大きい。翌年度には、土木費も抜くことになる。『前掲書』（注27）（2000年から2003年）に詳しい。

歳出抑制を図らざるを得なかった結果、歳出予算額が3兆円規模に張り付くこととなる。

一方、大阪府下の企業の状況に目を向けると、大阪府に立地する企業が、知的財産権に関する訴訟において、高額の損害賠償を請求される判決⁴⁴⁾が出された。これにより、企業にとって、経営上のリスク管理としての知的財産戦略についての関心が一気に広まり、大阪府の支援政策への関心を高めるに至った。

加えて、2003年3月に施行された知的財産基本法で、地方自治体にとって、知的財産の創造、保護及び活用に関し、地域特性を生かした自主的な施策の策定と実施が責務として規定⁴⁵⁾され、大阪府としての知的財産政策が法制度上も明確に位置づけられることになった。



② 国の状況

特許庁は、1996年（平成8年）の特許異議申立制度改正、1997年（平成9年）の団体商標制度・立体商標制度の導入、1999年（平成11年）の部分意匠制度や関連意匠制度の導入を始めとして、毎年のように大幅な知的財産法制度の改革を実施。同時に、知的財産権に関する情報の提供や手続きについて、電子化を進めた。1996年（平成8年）4月に特許庁のウェブサイトを開設したのをかわきりに、1998年（平成10年）2月には、特許庁公開特許公報フロントページ及びPatent Abstracts of Japan 検索サービスとオンライン受付を開始。翌1999年（平成11年）3月には特許電子図書館（IPDL）のサービスを開始している⁴⁶⁾。

知的財産政策の国政全体の中での位置づけも、2002年（平成14年）2月に小泉純一郎内閣総理大臣⁴⁷⁾が施政方針演説で、初めて知的財産政策を取り上げ、知的財産立国の必要性を訴えるに至って飛躍的に高まった。

これを契機に、同年7月には知的財産戦略大綱⁴⁸⁾が策定され、翌年2003年（平成15年）3月に知的財産基本法が施行。以後、知的財産戦略本部を中心に知的財産政策が積極的に展開されることになった。

44) パチンコ機の特許権に関する訴訟で、平成14年（2002年）3月19日東京地裁 平成11（ワ）2395及び1336において、後に東京高等裁判所で否定されるも、総額84億円の損害賠償請求が原告に認められた。（『判例時報No1803』（2003）78頁）

45) 知的財産基本法 第6条

46) 『前掲書』（注35）に詳しい。

47) 小泉純一郎内閣総理大臣は、現職としては初めて、2006年（平成18年）9月に、任期満了間近ではあったが、特許庁を訪問している。（「首相官邸<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumipho/index.html>」2011年9月閲覧）

48) これにより、明治以来使用されてきた「工業所有権」が「産業財産権」と改称された。

一方、企業の情況に目を向けると、職務発明について注目が集まった。特に、退職後の社員の訴えが最高裁判所で認められる判決⁴⁹⁾や高額な金額が認められる東京地方裁判所判決⁵⁰⁾があり、労働の対価としてではなく、知的財産権それ自体の価値に基づく報酬への関心が一気に高まった。と同時に、これ以後、翌2004年（平成16年）の特許法第35条職務発明規定の改正へと活発な議論が行われることとなった。

③ 知的財産政策の振興

国や大阪府政の前述の状況の下、大阪府の知的財産政策が、振興の課程に入っていくことになる。

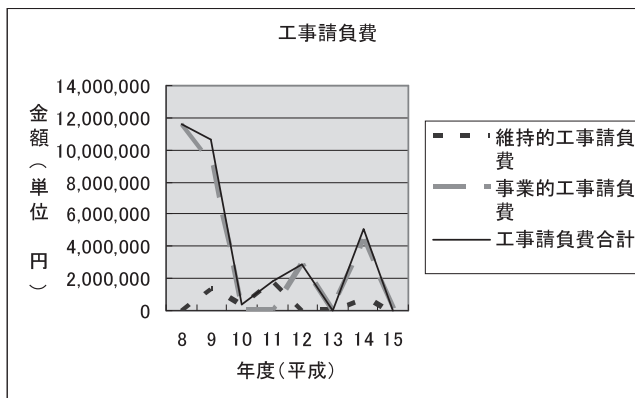
特許情報センター創立当初からしばらくの間は、建物の改修や設備の充実が継続して行われ、右図のとおり、多額の工事請負費が投入された。事業実施のために支出される

事業的工事請負費⁵¹⁾が多くを占め、内訳として主なものは、建物の内装工事や床工事と空調設備の改修や非常用の自家発電装置や電源の整備である。

以下具体的に、知的財産政策の内容を、情報サービス、知的所有権センター及び関西特許情報センターのそれぞれの業務や機能の順に紹介していく。

③-1 情報サービス

旧大阪府立夕陽丘図書館から引き継いだ知的財産関係に関する資料をベースに、多くの寄贈や購入により、主に産業財産権情報資料の収集・整理が実施された。それらと平行して閲覧及び資料の利用や調査に関する相談を行い、府民に対する産業財産権の利用の促進と利用効果の向上が図られた。

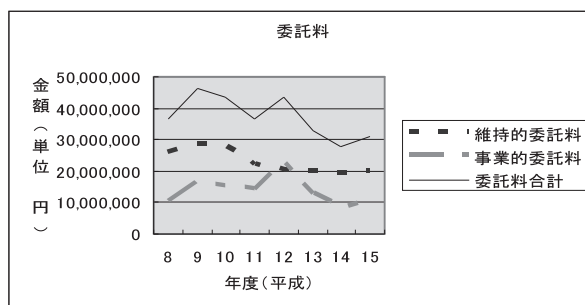


49) オリパス事件最高裁判決（平成15年4月22日 第三小法廷判決 平成13年（受）第1256号 補償金請求事件）

50) 青色発行ダイオード事件地裁判決（平成16年（2004年）1月30日 東京地裁判決 平成13年（ワ）第17772号）

51) 大阪府の歳出は費目によりその用途が厳格に管理されている。建物の大規模改修や設備の拡充については、工事請負費が充当され、特許情報センターの工事請負費は、さらに商工総務費と中小企業振興費とから構成されている。商工総務費とはコンセントや門扉の改修等施設の維持のために必要な支出であるため、ここではその特性をわかりやすくするため維持的工事請負費と表記した。中小企業振興費は、内装や床の大規模な改修等特許情報センターの事業展開のための積極的な支出であるため、事業的工事請負費と表記した。

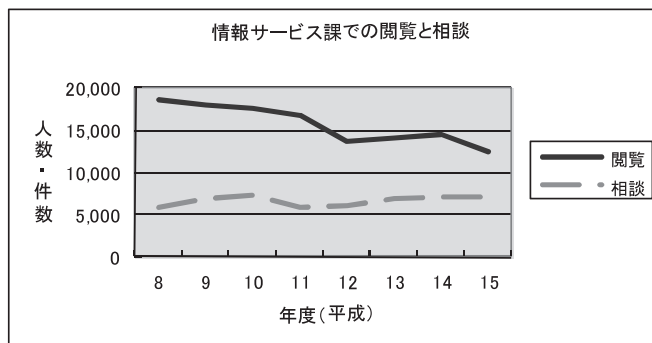
産業財産権情報資料は、ただ受け入れたものを保管配架するのではなく、分類し製本しなければならない。CD-ROM化も必要で、それらのための支出は、右図の事業的委託料支出⁵²⁾の推移から、開所当初は極めてハイペースで実施されていることが伺える。特に、2000年度（平成12



年度)には、日本公開特許抄録分類を整理し簡易製本したうえで提供しており、より使いやすい資料の整備により、効率的な特許調査に資するべく積極的な事業展開がなされている。

開所当初は年間1万8千人程度の閲覧利用者があり、利用者は近畿だけではなく、全国から来館した。特に、厳しい知的財産に係る対外交渉や訴訟を控えた企業などは、数人あるいは十数人で1週間に渡って詰めきりで調査をする例も珍しくなかった。企業が集中して調査をしていること自体営業秘密であることから、ここでは、ほとんどの企業関係者はラフなポロシャツ姿で、社章などまず外された。社員同士の打ち合わせも、2階にある屋外庭園の真ん中での立ち話で行われることが常で、これは、夏の猛暑の中でも冬の寒風の中でも変わることはなかった。

右図のように、閲覧利用者は年間1万8千人に達し、しばらくは同じような状況で推移した。



一方、特許庁では、1999年（平成11年）3月の特許電子図書館（IPDL）のサービス開始により、特許調査の紙から電子データへの移行が始まっている。これに対応して、特許情報センターでは、翌2000年（平成12年）1月から特許電子図書館（IPDL）情報活用事業⁵³⁾を開始し、利用の普及と活用に努めた。

来館者への本サービスは、年間2000人程度の利用が報告されている。それと平行して、企業等に訪問しての講習会も実施され、年間80回から90回程度実施されている⁵⁴⁾。

つまり、2000年度（平成12年度）にかけての閲覧者数の減少と相談件数の増加は、特許電子

52) 特許情報センターの委託料は、中小企業進行費として支出されている。このうち、建築物の衛生管理や警備、空調設備の点検管理や簡易な補修、昇降機の点検、電話設備や放送設備の維持、法律で義務付けられている点検や整備など、建物や設備の維持のためのものを維持的委託料とし、産業財産権情報資料等に係る分類・製本やCD-ROM化の支出を事業的委託料とした。

53) 『前掲書』（注37）（1999年）26頁

54) 『前掲書』（注37）（1997年から2003年）の「8 事務事業執行概要（2）情報サービス課 ウ 特許電子図書館（IPDL）情報活用事業」に記載。

図書館（IPDL）の導入と、それに応じた特許情報センターの情報サービス充実の影響によるものと考えられる。

③－２ 知的所有権センター

「知的創造サイクル」の早い回転を可能にするため、特許情報の利用促進事業の一環としての知的所有権センターの認定⁵⁵⁾を1996年（平成8年）6月に特許庁から受け、分野別CD-ROMライブラリの作成や知的所有権アドバイザーを委嘱して相談事業を実施した。加えて、モデル的な事業についても精力的・創造的な取り組みを行っている。

まずは、知的所有権アドバイザーについて紹介する。当該アドバイザーは、多くは企業の知的財産部門で経験を積んだ人に委嘱され、主には中小企業の相談に応じたのだが、知的財産戦略どころか、そもそも知的財産制度そのものについての知識も十分とはいえない状況にある方々に、企業の経営戦略としての知的財産戦略の必要性を植え付けていくことから始めなければならない状況であった。1998年度（平成10年度）までに、20名から30名の知的所有権アドバイザーが、年間200件程度の相談に対応している⁵⁶⁾。

1999年度（平成11年度）からは、モデル的な事業として、特許流通支援事業が精力的に展開されていくことになる。大阪府民等を対象に移転希望の公募を行い、応募のあった案件はすべて大阪府特許流通支援モデル事業提供技術審査会に諮り、その適否を審査したうえで、斡旋や仲介の案件として特許流通を図っていった。加えて、大阪府立大学の教官の発明を収集し、府内商工会議所の協力を得て周知に努めた⁵⁷⁾。

これら知的所有権センターとしての周知を図っていくために、関係機関の発行する機関誌等やメールマガジンとの連携に取り組まれた。具体的には、堺商工会議所の機関誌⁵⁸⁾、大東商工

55) 補助制度の適用等国の支援を受ける前提条件として、知的所有権センターとしての認定が必要。

56) 『前掲書』（注37）（1997年から1999年）の「8 事務事業執行概要 1 総務班（1999年以降は、1 企画総務課）知的所有権センター事業」に記載。

57) 大学における研究成果を知的財産権の譲渡等の方法により企業へ効率的に移転するために、1998年（平成10年）8月に大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）が施行されている。これを契機に、大学では技術移転についての取り組みが活発化していった。2000年（平成12年）には、特許の早期審査の対象に中小・ベンチャー企業と並んで大学、TLOや公的研究機関が追加されており、知的財産制度においても支援する体制が整備された。2001年（平成13年）8月に大阪府の外郭団体である（財）大阪産業振興機構が、文部科学省及び経済産業省から同法に基づく実施計画の承認を受け、大阪TLOを立ち上げている。最終的にこの大阪TLOは、2010年度（平成22年度）に、2億6,876万円もの「大阪TLO事業廃止に伴う整理損」を出して廃止されている。（（財）大阪産業振興機構「平成22年度 正味財産計算総括表」http://www.mydome.jp/summary/pdf/change_asset.pdf 2011年9月閲覧 より）

58) 拙著『ベンチャー企業・中小企業のための特許戦略』（堺商工会議所報 No631（2002年（平成14年）5月号）からNo656（2004年（平成16年）6月号））

特に、堺市域においては、堺市下に所在する企業が高額な損害賠償を求められる判決が出たこともあり、極めて企業の関心が高く、本連載へは毎回多くの反応が寄せられた。

会議所のホームページ⁵⁹⁾への連載の提供や、日本SOHO協会のメールマガジンのコラムへの投稿である。豊中商工会議所とは、同会議所の開催するセミナー用の教科書⁶⁰⁾の作成で協力している。近畿インキュベーション連絡会議（24団体）の創設に参加したのもこのころである。

また、創造的な取り組みとして、パテントラボが2000年（平成12年）7月に創設された。これは、起業や新分野への展開期の企業を対象に、特許戦略を含む知的財産戦略の作成支援に特化したインキュベーションで、他のインキュベーションとの差異を明確にすべく、事業の紹介ではよく特許インキュベーションと説明した。10㎡にも満たないがブースが3室あり、それぞれパソコンが設置され、概ね2か月程度の入居期間が設定された。そこでは、特許調査及びその調査結果に基づくパテントマップの作成など、特許戦略を踏まえた事業計画・経営戦略の作成を、中小企業やこれから企業を立ち上げようとする起業家が行い、それを特許情報センターのスタッフが、2か月間と短い入居期間ではあるが、その間に集中して全面的に支援するものである。2004年度（平成16年度）に廃止されるまで、合計77件の支援を行なった⁶¹⁾。また、パテントラボでの事業実績を分析し、加えて支援を通じて蓄積されたノウハウの他の機関との共有をめざして、2001年度（平成13年度）にはパテントラボ事業調査委託事業を実施している⁶²⁾。

③-3 関西特許情報センター

知的財産機関が日本で唯一集積する関西特許情報センターとして、ここに来れば知的財産に関する情報を得たり、手続きを完了できるワンストップサービスを実現すべく、連携が図られた。

情報発信機能としては、関西特許情報センター所在の機関により構成した振興会⁶³⁾の活動がある。この振興会では、毎年、「関西特許情報センターフェスタ」と題して、各機関がそれぞれ展示を行うとともに、共同して講演会を開催した。

意匠法の大幅な改正の動きに合わせて、1999年（平成11年）1月には、パテント&デザイン

59) 拙著『ベンチャー企業・中小企業のための特許戦略』「大東商工会議所HP（2002年平（成14年）10月号）から（2004年（平成16年）9月号）」内容は、『前掲書』（注55）をホームページ用に概要版としてまとめたものである。

60) 拙著『知的財産』『ジャンプアップ指南書 第6章』共著（2002年 豊中商工会議所）

61) パテントラボについては、『前掲書』（注37）（2001年から2005年）の「8 事務事業執行概要 1 総務班（1999年以降は、1企画総務課）特許インキュベート施設の運営」に記載。

また、弊著『特許インキュベーター・パテントラボ開設』『TOIRO BUSINESS No40』（2000年（財）自然総研）・『パテントラボがオープンしましたー中小企業の特許戦略ー』『中小企業大阪8月号 No240』（2000年（財）大阪産業振興機構）・『ベンチャー企業にとっての特許戦略』『ORD NEWS No64』（2000年 大阪府研究開発型企業振興会）に詳しい。

62) 『大阪府立特許情報センター 財務関係参考資料』（2001年 大阪府立特許情報センター）6頁

63) 関西特許センター振興会は1956年（昭和31年）に大阪府立図書館の商工資料室が開設されたのを契機に技術資料の有効利用を図ることを目的として翌年2月に設立された「関西科学技術文献センター協議会」に由来する。その後、1974年（昭和49年）の大阪府立夕陽丘図書館の開館に伴い「関西文献センター振興会」となり、特許情報センター設置に伴い、「関西特許情報センター振興会」となった。（『関西特許情報センター振興会沿革』（2005年 関西特許情報センター））

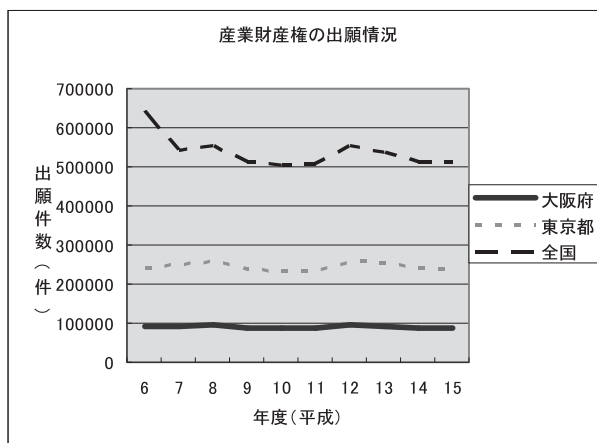
フォーラムを開催する等、その時々々の先端的なテーマを取り扱うのが常であった。

特に、2000年（平成12年）6月にヒトゲノムドラフト配列の解読完了が報じられ、ライフサイエンス分野への関心が急激に高まったのを受けて、2001年度（平成13年度）の関西特許情報センターフェスタでは「ライフサイエンスと知的財産」をテーマに、京都大学大学院法学研究科宇佐美弘文客員教授による講演「ライフサイエンスとバイオ関連特許出願の現状」及び、ライフサイエンス分野での起業に詳しい(株)バイオフィロントピア パートナーズ大滝義博代表取締役社長による講演「ライフサイエンスと知的財産」を開催し多くの参加者を集めた。翌年度にはそれを発展させ、ライフサイエンス分野の特性として技術独占の是非に関心が及ぶのを受けて、「独占禁止法と特許」をテーマに、大阪大学江口順一名誉教授による講演「独占禁止法と特許に関する総論」、公正取引委員会取引部山本和史取引企画課長による「最近の公正取引委員会の対応」を開催し、会場に椅子を追加搬入しなければならないほどの参加者を集めた⁶⁴⁾。

またこれらの機関からの施設使用料は、年1,600万円から3,800万円⁶⁵⁾に至り大阪府の知的財産政策の財源を支えることにもなっていた⁶⁶⁾。

ワンストップサービスとして特記すべきことは、特許庁の出張審査会場があったことである。特許庁が出張面接審査を開始したのが1996年（平成8年）4月からで、ここ関西特許情報センターにおいても出張面接審査に対応した部屋が設置された。面接審査では審査に望む関係者が多人数の場合、壁ぎわぎりぎりまで椅子が入れられ、審査官と、それぞれ顔を付き合わせる状態での審査風景も見うけられた。

これら大阪府の知的財産政策によって、例えば、右図のとおり大阪府における産業財産権の出願は他の地域のように経済状況にあまり左右されずに一定程度の件数で推移していくこととなった。



64) 同年には、特許情報センター単独により、大阪市立大学法学部と共同で公開セミナー「共同研究開発ライセンスに関する独占禁止法上の問題」も開催している。

65) 施設使用料は、開館当初の1996年度（平成8年度）の16,365,490円から入居機関が増えるごとに増加し、2000年度（平成12年度）で最高額の38,092,970円に達している。

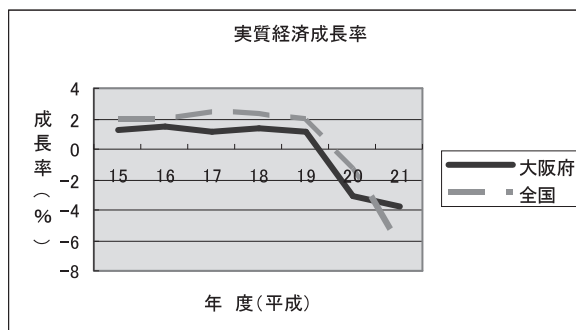
66) もちろん特許情報センターに係る予算は一般会計の一部にすぎず、特別会計を構成するものではないので、この収入をもって直接支出の財源となるわけではないが、歳出予算編成において、大いに考慮されることになっていた。

4 転換の課程

(1) 知的財産政策の転換

① 大阪府政の情況

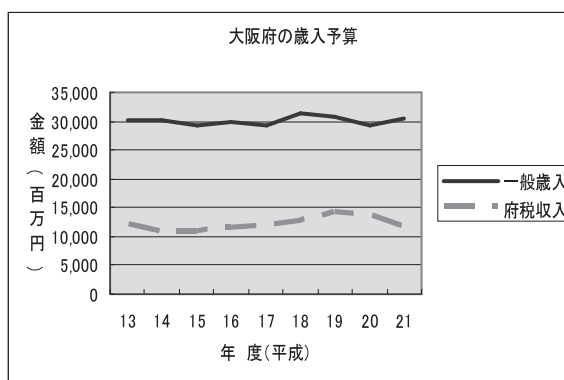
知的財産政策の転換に至る大阪府の情況から説明していく。2004年（平成16年）には、中国向け輸出の拡大や好調なデジタル家電を背景により、よく明るい兆しが現れ始め、右図のとおり、「大阪経済においても、中小企業をはじめとして依然厳しい情況にあるものの、我が国経済が改善しつつあるなかで、大手製造業が牽



引するかたちで回復基調」⁶⁷⁾を示すに至った。これは、2005年（平成17年）には、企業部門の改善が家計部門にも及び、「製造業の関西回帰も顕著」⁶⁸⁾となり、「有効求人倍率がバブル期以降はじめて1倍を超え、（中略）回復基調が明確になってきた。」⁶⁹⁾。しかし、雇用においては、失業率の大幅な改善に至るまでには及ばず、フリーターや無職者の増加傾向も変わらず、「産業・労働政策の一体的展開を通じた雇用の創出・確保」⁷⁰⁾や就職弱者への「きめ細かな支援」⁷¹⁾の必要性が強調されるようになり、商工政策としては、雇用創出に、しかもそれは緊急的なものに比重が移っていった。

この傾向は、2008年（平成20年）9月のリーマンショック以後の急激な経済状況の悪化によりさらに顕著となっていく。

大阪府の財政状況においても、右図のとおり、2007年度（平成19年度）にかけて改善したが、その後、2009年度（平成21年度）にかけて急激に悪化。歳出削減がさらに推進され、『財政のあらまし』における商工政策⁷²⁾においても、「頑張る中小企業等」や「地域で頑張る商店街」あるいは「有望なバイオベンチャー」への支援策へと選択と集中が進められ、知的財



67) 『前掲書』（注27）（2004年）15頁

68) 『前掲書』（注27）（2005年）15頁

69) 『前掲書』（注27）（2006年）15頁

70) 『前掲書』（注27）（2004年）15頁

71) 『前掲書』（注27）（2006年）15頁

72) 商工政策は、『財政のあらまし』の「商工労務費」の予算説明の中で説明している。

産政策について言及されることはほとんどなくなった⁷³⁾。

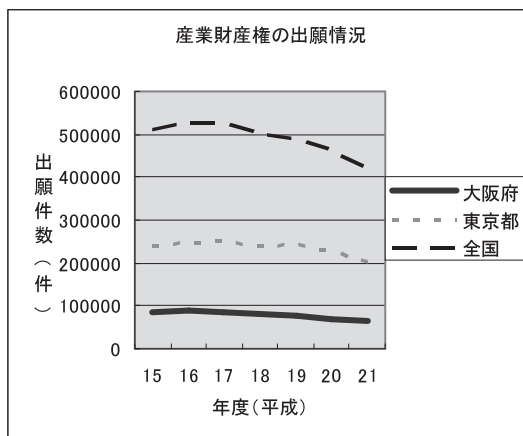
② 国の情況

2005年（平成17年）には、「知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため」⁷⁴⁾ 知的財産高等裁判所が設立された。商標権においては、2006年（平成18年）に地域団体商標制度が創設され、意匠権においては、2007年（平成19年）に存続期間が延長される等、強い知的財産権の確保に向けた動きが続いた。

同時に、知的財産権の利用に向けた施策の充実により力が入られていくことになった。特許権としては、通常実施権等登録制度が見直され、特許流通に対応した通常実施権登録制度に2009年（平成21年）に改正された。

そもそも、知的財産権の利用を重視する動きは海外で始まっていた。2003年（平成15年）にアメリカ連邦取引委員会で技術革新の促進のために、競争と特許の適正なバランスが取り上げられたのを機会に、プロパテントへの見直しが始まり、その後一連の判決⁷⁵⁾が続くに至って、プロパテント時代を修正する時代へと変わっていった。この傾向は、日本においても同じように展開した⁷⁶⁾。右図のとおり、知的財産権の出願情況において、件数が、経済状況の変動にかかわらず、一環して減少傾向にあることから、そのことの一端が読み取れるのではないかと考える。

そして特許庁において、補助金制度についても見直しが行われ、2003年度（平成15年度）の545万円⁷⁷⁾をもって、大阪府への国庫補助は終了する。



③ 知的財産政策の転換

2004年（平成16年）2月に「大阪府知的財産戦略指針－知っています？ アイデア・技術力は「あ

73) 『前掲書』（注27）（2009年）16頁

74) 知的財産高等裁判所設置法 第1条。ちなみに、この法律で再審は東京高等裁判所に限定されることになるのだが、この法整備に対して、再考等を求める大阪府知事要望が提出されることはなかった。

75) アメリカでのKSR判決（2007年（平成19年）4月の判決で、特許が無効化される可能性が高まる判断をした。）、及びアメリカでのeBay判決（2008年（平成20年）7月の判決で、偽ブランドの販売に係る商標に関する訴訟において、商標権の管理義務を限定した。）。

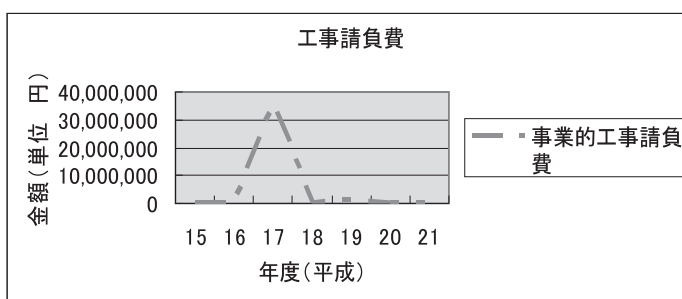
76) 『前掲書』（注35）第1章及び第2章に詳しい。

77) 『前掲書』（注37）（2004年）33頁

なたの財産」！」が策定され、科学技術の成果を活かした新産業の創出、既存産業の高度化を通じ産業の活性化を図るべく、中小・ベンチャー企業の経営革新や創業を促進する戦略が示された。知的財産の創造・保護・活用に加え人材の育成と府民意識の向上や関係機関の連携についても、大阪府立産業技術総合研究所や大阪府立大学についてまでも含めて記述され、全体で67ページにもわたる大阪府の知的財産に係る戦略指針である。

しかし皮肉にも、この戦略指針が策定された以降から、特許情報センターの歳出予算は減少し⁷⁸⁾、職員の減員が始まっていく⁷⁹⁾。

歳出予算については、右図のとおり、工事請負費において、2005年度（平成17年度）に一時的に執行額が増加⁸⁰⁾しているものの、積極的な設備の拡充が図られることはなくなった。転換の課程へ移っていくのである。



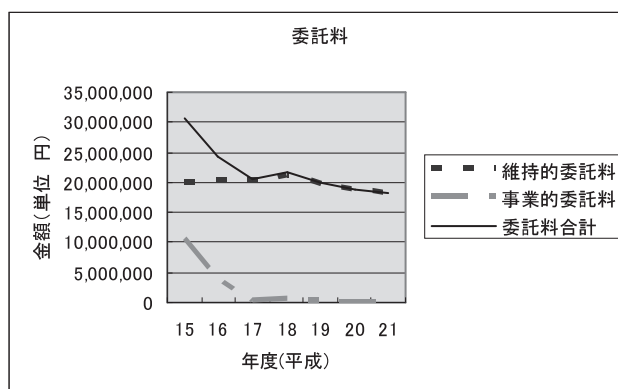
以下それぞれの業務や機能について論述していく。

③-1 情報サービス

特許電子図書館 (IPDL) のデータベースの拡充及び利用環境の改善が図られるにつれ、紙ベースでの特許調査に対する需要は減少していくことになる。

情報サービス提供の基礎となる産業財産権情報資料の受け入れに際しての分類・製本のための事業的委託料の支出は、右図のとおり激減し、委託料としては、庁舎を維持管理していくだけの維持的委託料の支出に限定されていくことになった。

これは、情報サービス課での閲覧者数にもダイレクトに反映



78) 2003年度（平成15年度）に歳出予算が、8768万円で最高額になって以降減少に転じていく。（『前掲書』（注37）（2004年・2005年）各34頁）

79) 2007年度（平成19年度）には早くも3割も職員数が減少している。（『前掲書』（注37）（2008年）17頁）

80) この年度の工事請負費の内容は、閲覧室の電気工事と給水設備の改修工事であって決して施設の拡充のためのものではなく、金額が大きいため中小企業振興費からの支出となったものと考えられる。

することになり、右図のとおり、急激に減少していくことになるのである。

③－２ 知的所有権センター

特許流通支援事業は、大阪府下中小企業等における特許意識の向上に努めることを始めとして、企業が保有する開放特許や大学等の研究成果の技術移転を通じ、新製品開発や新分野進出を支援した。年間百数十件もの特許流通が成約となり、最も多かった2006年度（平成18年度）は232件⁸¹⁾が成約に至っている。

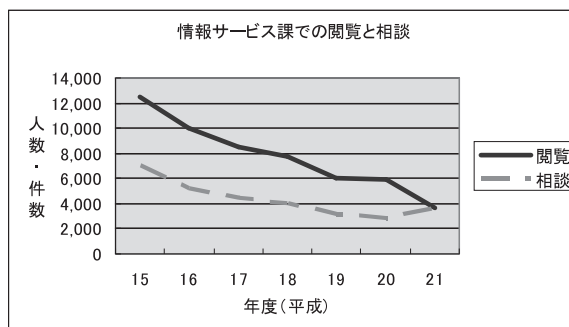
しかし、特許インキュベーション パテントラボは、2004年度（平成16年度）には、前年に比べ約1割程度のたった2件しか支援実績をあげることしかできなくなり、事実上この年度で終了し、翌年度は、利用者の募集を続けるも支援実績はなく、退室者へのフォロー調査が実施されただけであった⁸²⁾。

知的財産の創造・保護・活用、地域の知的財産人材の育成を促進するため、地域中小企業支援センターや日本弁理士会近畿支部の協力を得て、年間70回程度の相談会や12回のセミナーが開催されている。ただ、相談会は、1回につき平均2件にも満たない年度も多くあった。独自に知的財産政策を打ち出し展開していく状況からは遠ざかることとなっていった。

これは、特許情報センターの予算計上費目からも読み取れる。事業予算については、2007年度（平成19年度）に、計上費目を、主に主体的な事業展開を行うための予算項目である中小企業振興費から、施設の維持管理等のための予算費目である商工総務費に変更しているのである⁸³⁾。

③－３ 関西特許情報センター

関西特許情報センターとしては、毎年引き続き関西特許情報センターフェスタが開催された。テーマは次第に、中国に関するものに移っていき、2008年（平成20年）1月の講演では、特許庁総務部普及支援課後谷陽一特許情報企画室長により「企業のグローバル化と中国知財戦略」や、翌年2月の講演では、オムロン(株)オートモチティブエレクトロニクスコンポーネンツカンパニー開発統括室開発企画部宇野元博知的財産課主査により「中国で多発する商標権の模倣対策について」が開催された。



81) 『前掲書』(注37)(2007年)21頁

82) 『前掲書』(注37)(2005年)24頁・(2006年)22頁

83) 『前掲書』(注37)(2008年)32頁

(2) 特許情報センターの廃止

情報サービス環境の変⁸⁴⁾や利用者の変化に加え、知的所有権センターとしての独自事業の展開から遠のいた状況に、大阪府の行財財政改革のさらなる推進⁸⁵⁾を受けて、大阪府の知的財産政策が転換された。それらの結果、2010年（平成22年）3月に、わずか10頁のコンパクトな「大阪府知的財産戦略指針」が策定されるに至ったのである。

同指針では、情報サービスについて、「大阪府立特許情報センターにおける国内外42万冊の紙公報の閲覧事業につきましては、公報の電子化やインターネット環境の進歩により、利用者が大幅に減少する状況となったことから、平成22年9月をもって廃止」することとされた。

また、特許情報センター及び知的財産関連機関が入居する関西特許情報センターも「平成22年度をもって閉館する」こととされた。以後は、大学や公設試験研究機関等の知的財産支援機関と連携しての事業実施にシフトする等、「知的財産支援施策を抜本的に再構築する」ものとされた⁸⁶⁾。

このようにして、大阪府立特許情報センター条例廃止の条例は、2010年（平成22年）9月大阪府議会第56号議案として可決成立し、特許情報センターは、2010年（平成22年）12月31日をもって廃止、関西特許情報センターも無くなったのである。

5 まとめ

大阪府の商工政策の一環として行われた、産業振興政策としての知的財産政策を、その礎となった図書館の時代、特許情報センター創設の時代、そしてその後の時代に分けて紹介・分析した。

明治期の大阪図書館時代から始まった特許資料の収集は、終戦までの大阪府中央図書館時代においても営々と続き、大阪大空襲の戦火からも免れ、戦後の大阪府立図書館に引き継ぐことができた。この大阪府立図書館時代には、商工に関する資料を集約した商工資料室へと発展し、独自に特許公報出願者名牽引を発行する等、資料の収集だけでなく閲覧者の利用しやすい環境づくりへの取り組みが続けられた。その後、大阪府立夕陽丘図書館時代には、全国からさらに多くの利用者が訪れることとなり、特許庁長官が着任するたびに視察に訪れるほどの施設となっていった。

84) 紙資料の閲覧利用者の減少により、特許情報センターの情報サービスの特質は薄れ、関西特許情報センターの入居機関である独立行政法人工業所有権情報・研修館でのパソコンによる特許調査サービスとの差異がほとんどなくなり、結果、同じ建物内で同じようなサービスが国の外郭団体と大阪府で重複して行われているとの批判を招くに至った。（朝日新聞「同じ建物内同じ業務 特許検索 大阪府と国の独法」（2009年11月28日朝刊）（読売新聞「職員17人 1日の来館者25人 特許センター廃止も検討」（2009年11月20日朝刊）

85) 2010年（平成22年）2月大阪府定例議会において、吉田利幸府議会議員の本会議質問に応えての橋本徹知事の答弁で中小企業支援施策について、商工会議所を通じた支援についてではあるが、組織維持のために行っていないかの精査をした上で制度改革を行う方針が明確に示されている。（「大阪府議会議事録 平成22年2月定例本会議—2月26日—02号」（2010年）33頁）

86) 「大阪府知的財産戦略指針」（2010年 大阪府）3頁

平成期に入り、バブルの崩壊の後、大阪府下においても経済状況の不透明感が増す中、経済振興を図り、かつ大阪府財政の改善にも資する商工政策としての知的財産政策の必要性が高まってきた。もちろん国においては、自国の国際競争力の維持強化を図るために、知的財産の保護強化が必然となり、産業財産制度改革が進められた。これらの動きを追い風に利用しつつ、大阪府立図書館の全面的な再編成を契機に特許情報センターが創設された。

それ以後、特許情報センターでは、情報サービスとして、資料の収集だけでなく利用しやすいように分類製本し、同時にCD-ROM化も図り、産業財産権の利用の促進と利用効果の向上を図った。知的所有権センターとしては、知的所有権アドバイザーによる相談対応だけでなく、特許流通支援事業あるいは特許インキュベーション・パテントラボなどの創造的な事業展開も見られた。

また、近畿経済産業局特許室、社団法人発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部、独立行政法人工業所有権情報館・研修館大阪閲覧室、財団法人日本立地センターテクノマート事業部大阪支部が、関西特許情報センターに集中立地し、日本で唯一の知的財産関係機関が集積するセンターとして、ワンストップサービスを可能にするばかりでなく、関西特許情報センターフェスタ等の事業を通じて、相乗的な効果も発揮するに至ったのである。

しかし、特許電子図書館（IPDL）のデータベースの拡充及び利用環境の改善が図られるにつれ、紙ベースでの特許調査に対する需要は減少し、特許情報センターの情報サービスの特性はうすれ利用者が減少した。特許インキュベーション・パテントラボの終了等、独自事業の展開から遠のいた情況に、さらなる大阪府の行財政改革の推進が重なり、大阪府の知的財産政策が大きく転換していったのである。

6 あとがき

本稿を作成するにあたって、歴史的に知的財産政策を追っていく過程の中で、次々と関連する情報を発掘することになり、どこまで紹介・分析をしていくかについて、その選別に大いに悩むところであった。しかし、紙面の制約上、できるだけ主要部分の政策の展開に絞ったものとするよう心がけた。

もちろん、関係する方々や当時を知る方々へのインタビューは実施したが、消化・吸収した上で、そのまま引用することはせず、根拠となる情報はできるだけ客観的に確認できるものに限定した。

地方自治体の知的財産政策の課程について以前からまとめたいと考えていたが、特許情報センターの廃止を機会に取り組むことになろうとは、当初は思いもよらなかった。関係したものの一員として大変残念なことではあるが、踏み切れるいい機会であったかもしれない。

今後は、2010年（平成22年）12月に策定された「大阪府の成長戦略」にあるように、大阪府の独自政策としてではなく、関係方面が共有する方針としての商工政策の展開へと舵がきられていくことになった。しかし、その中においても知的財産政策に関して項目が起こされることは無くなっている。これをどう評価していくかは、今後の展開をさらに見極めなければならないと考えている。

資 料

実質経済成長率

(単位: %)

年度	(平成)	大阪府	全国
1992	4	1.3	0.4
1993	5	-2.5	0.4
1994	6	-0.4	1.1
1995	7	2.2	2.5
1996	8	3.2	3.6
1997	9	-2.6	0.6
1998	10	-0.2	-0.9
1999	11	0.1	0.6
2000	12	0.6	2.5
2001	13	-1.9	-1.1
2002	14	0.2	0.8
2003	15	1.3	2
2004	16	1.5	2
2005	17	1.2	2.4
2006	18	1.4	2.3
2007	19	1.2	1.9
2008	20	-3.1	-1.2
2009	21	-3.8	-6.3

「なにわの経済データ」(2001年・2005年・
2008年 大阪府立産業開発研究所)

『大阪府経済計算』(2011 大阪府統計課)より作成
なお、連鎖方式の値であり、その時々の方策決定の
前提条件となった数値として、振興の課程では、
2001年及び2005年を、転換の課程では、2008年の
編纂時点での数値を引用した。

大阪府の歳入・歳出予算

(単位:百万円)

年 度		一般歳入 (最終予算)	内 府 税	一般歳出 (最終予算)
1989	元	21,081	14,075	21,081
1990	2	22,589	14,731	22,539
1991	3	22,766	14,508	22,766
1992	4	23,874	12,757	23,874
1993	5	25,608	11,369	25,608
1994	6	25,274	10,976	25,274
1995	7	27,249	10,930	27,249
1996	8	25,139	11,536	25,139
1997	9	25,271	11,816	25,271
1998	10	28,784	11,870	28,784
1999	11	29,204	11,603	29,204
2000	12	29,020	12,020	29,020
2001	13	30,185	12,201	30,185
2002	14	30,064	10,826	30,064
2003	15	29,187	10,752	29,187
2004	16	29,950	11,517	29,950
2005	17	29,380	11,952	29,380
2006	18	31,320	12,806	31,230
2007	19	30,755	14,260	30,755
2008	20	29,187	13,616	29,187
2009	21	30,397	11,514	30,397

* 2009年度(21年度)のみ当初分

『財政のあらまし』(1988年から2009年 大阪府)より作成

工事請負費（1996 年度（平成 8 年度）～ 2003 年度（平成 15 年度））

年 度	(単位:円)							
	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
	8	9	10	11	12	13	14	15
門扉改修工事		1,299,585						
資料整理室 空調機設備工事			343,980					
1階書庫改修工事							714,000	
4階会議室 間仕切等工事				1,417,500				
4階コンセント増設工事				367,500				
維持の工事請負費小計	0	1,299,585	343,980	1,785,000	0	0	714,000	0
雨漏補修・看板取替工事	970,260							
タイルカーペット張替工事	978,500							
内部塗装工事	3,800,000							
床改修工事(Pタイル施工)		1,793,505						
閲覧室改修工事								
閲覧室改修電気設備工事								
屋上防水改修工事								
放送設備(地下研修室)工事	731,300							
放送設備改修工事							4,389,000	
空調室(熱交換器)改修工事	5,150,000							
空調機分解整備工事		4,952,850						
空調電源工事					883,050			
構内交換電話設備内線増設移 転工事		98,595						
テレビ受信用ケーブル等設置工 事		124,950						
非常用自家発電整備工事		1,785,000						
非常用電源(蓄電池設備)改修 工事		420,000						
2階庭園散水設備灌水自動弁取 付工事		147,000						
男子小便器自動洗浄装置工事					1,260,000			
給水設備改修工事								
第4会議室コンセント増設工事					97,650			
事務室コンセント増設工事					84,840			
資料整理室コンセント増設他工 事					163,800			
特許情報センターLAN工事					400,680			
書庫内誘導灯設置工事								
事業的工事請負費小計	11,630,060	9,321,900			2,890,020	0	4,389,000	
工事請負費合計	11,630,060	10,621,485	343,980	1,785,000	2,890,020	0	5,103,000	0

阪府立特許情報センター 事務概要書』(1997年から2010年 大阪府立特許情報センター)より作成

工事請負費（2004 年度（平成 16 年度）～ 2009 年度（平成 21 年度））

（単位：円）

	年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
		16	17	18	19	20	21
商 工 総 務 費	門扉改修工事						
	資料整理室 空調機設備工事						
	1階書庫改修工事						
	4階会議室 間仕切等工事						
	4階コンセント増設工事						
中 小 企 業 振 興 費	維持の工事請負費小計	0	0	0	0	0	0
	雨漏補修・看板取替工事						
	タイルカーペット張替工事						
	内部塗装工事						
	床改修工事（Pタイル施工）						
	閲覧室改修工事		7,305,900				
	閲覧室改修電気設備工事		2,100,000				
	屋上防水改修工事		11,718,000				
	放送設備（地下研修室）工事						
	放送設備改修工事						
	空調室（熱交換器）改修工事						
	空調機分解整備工事						
	空調電源工事						
	構内交換電話設備内線増設移 転工事						
	テレビ受信用ケーブル等設置工 事						
	非常用自家発電整備工事						
	非常用電源（蓄電池設備）改修 工事						
	2階庭園散水設備灌水自動弁取 付工事						
	男子小便器自動洗浄装置工事						
	給水設備改修工事		14,678,320				
	第4会議室コンセント増設工事						
	事務室コンセント増設工事						
	資料整理室コンセント増設他工 事						
	特許情報センターLAN工事						
	書庫内誘導灯設置工事				999,600		
	事業的工事請負費小計		35,802,220	0	999,600		
	工事請負費合計	0	35,802,220	0	999,600	0	0

『大阪府立特許情報センター 事務概要書』（1997年から2010年 大阪府立特許情報センター）より作成

委託料（1996年度（平成8年度）～2003年度（平成15年度））

		（単位：円）						
年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
	8	9	10	11	12	13	14	15
施設運転管理業務	618,000		19,365,780					
施設管理業務委託	15,192,500	19,781,580		14,008,470	9,019,500	9,019,500	8,198,400	9,240,084
建築物衛生管理・警備・空調電気施設運転								
庁舎清掃業務	877,160				4,132,800	4,132,800	4,132,800	4,132,800
警備業務	1,046,480							
建築物設備環境管理業務	202,704							
非常用自家発電設備保守点検業務	439,604	448,140	448,140	420,000	420,000	420,000	367,500	367,500
非常用電源保守点検業務	173,040	176,400	176,400	176,400	176,400	176,400	176,400	176,400
消防用設備等保守点検業務	626,240	575,400	575,400	546,000	546,000	546,000	227,850	434,700
空調設備保守点検業務	1,280,290	1,728,300	1,543,500	903,000	945,000	945,000	945,000	945,000
電動式密集書架保守点検業務	297,958	303,744	303,744	303,744	303,744	303,744	303,744	303,744
昇降機設備点検業務	1,594,028	1,872,570	1,810,410	1,294,965	1,422,540	1,422,540	1,422,540	1,422,540
構内交換電話設備保守点検業務	411,588	315,000	315,000	321,300	321,300	321,300	321,300	330,120
非常警報設備保守点検業務	195,700	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500	123,000	
排煙設備保守点検業務	318,270	324,450	324,450	294,000	294,000	294,000	336,000	336,000
ガス吸収式冷温水発生検査業務								
自家用電気工作物保守点検業務	391,440	443,136	443,136	443,136	425,376	425,376	425,376	425,376
植樹維持管理業務	462,470	496,650	496,650		420,000	163,455	273,000	273,000
消火器点検業務	104,030	106,050	106,050	106,050	106,050	106,050		
空調用自動制御機器保守点検業務	215,270	219,450	219,450		294,000	294,000	294,000	294,000
冷暖房機保守点検業務	1,199,950	1,223,250	1,223,250	1,107,750	1,107,750	1,107,750	1,107,750	1,107,750
機会警備業務	206,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000	252,000
高圧受電設備清掃委託		165,900						
CD-ROM公報編集機保守点検業務		303,156	303,156	1,638,000				
分電盤操作盤清掃業務							337,680	
汚水屋清掃業務							157,500	
消火器廃棄・雑排水屑土砂撤去処理								
排水管損傷調査業務								
給水ユニット保守点検								
維持的委託料小計	25,852,722	28,934,676	28,106,016	22,014,315	20,385,960	20,129,415	19,401,840	20,041,014
書庫洗浄清掃等委託	336,243							
研修会議室特別清掃業務等	653,697	892,102	96,303	318,885	573,822		47,250	590,054
会議室等ガラス特別清掃業務	50,228							
アメリカ等特許明細書等受入・分類業務	6,777,606	9,316,684	9,634,691	10,999,677	16,292,845	10,111,421	8,295,879	7,656,443
欧州(EPO)特許抄録分類製本等	978,500	1,400,212	763,912					
特許技術分野DB登録作業	1,999,230	945,000	1,683,000					
公開公報CD-ROM作成委託		626,850						
特許流通支援市場調査業務委託		4,000,000	3,000,000	3,000,000				
ホームページ作成業務委託		105,000						
特許流通支援 パネル製作委託			88,200					
IPDLシステム端末据付調整業務				238,560				
日本公開特許抄録分類整理簡易製本業務					5,937,309	583,537		
外国特許明細書補修業務								
特許庁のお知らせのFAX送信業務委託					233,016			
地下厨房機器の撤去処分						556,500		
パテントラボ事業調査業務委託						1,595,000		
知的財産情報整備・閲覧提供調査								2,500,000
閲覧室改装に伴う電気設備調査								
DM宛名ラベル作成業務								
事業的委託料小計	10,795,504	17,285,848	15,266,106	14,557,122	23,036,992	12,846,458	8,343,129	10,746,497
委託料合計	36,648,226	46,220,524	43,372,122	36,571,437	43,422,952	32,975,873	27,744,969	30,787,511

『大阪府立特許情報センター 事務概要書』（1997年から2010年 大阪府立特許情報センター）より作成

委託料（2004年度（平成16年度）～2009年度（平成21年度））

年 度	(単位:円)					
	2004 16	2005 17	2006 18	2007 19	2008 20	2009 21
施設運転管理業務						
施設管理業務委託	9,240,084	9,240,084				
建築物衛生管理・警備・空調電気施設運転			9,645,300	9,645,300	9,645,300	10,019,944
庁舎清掃業務	4,132,800	4,132,800	4,132,800	4,132,800	4,132,800	3,925,985
警備業務						
建築物設備環境管理業務						
非常用自家発電設備保守点検業務	367,500	367,500	367,500	367,500	367,500	371,700
非常用電源保守点検業務	176,400	176,400	176,400	141,750	141,750	141,750
消防用設備等保守点検業務	227,850	181,650	227,850	163,800	163,800	224,595
空調設備保守点検業務	945,000	945,000	945,000			
電動式密集書架保守点検業務	303,744	303,744	303,744	303,744	303,744	231,000
昇降機設備点検業務	1,422,540	1,422,540	1,422,540	748,440	748,440	748,440
構内交換電話設備保守点検業務	330,120	330,120	360,360	148,680	148,680	
非常警報設備保守点検業務	220,500	220,500	220,500	178,500	178,500	
排煙設備保守点検業務	336,000	336,000	336,000	336,000		
ガス吸収式冷温水発生検査業務				759,150		
自家用電気工作物保守点検業務	425,376	425,376	730,164	289,800	289,800	289,800
植樹維持管理業務	357,000	407,400	415,800	381,570	354,900	391,650
消火器点検業務						
空調用自動制御機器保守点検業務	294,000	294,000	294,000			
冷暖房機保守点検業務	1,107,750	1,107,750	1,107,750	1,848,000	2,184,000	1,785,000
機会警備業務	252,000	252,000	252,000	110,880	110,880	110,880
高圧受電設備清掃委託						
CD-ROM公報編集機保守点検業務						
分電盤操作盤清掃業務						
汚水層清掃業務						
消火器廃棄・雑排水層土砂撤去処理			227,325			
排水管損傷調査業務				73,500		
給水ユニット保守点検						32,550
維持的委託料小計	20,138,664	20,142,864	21,165,033	19,629,414	18,770,094	18,273,294
書庫洗浄清掃等委託						
研修会議室特別清掃業務等	624,750	283,500	283,500			
会議室等ガラス特別清掃業務	493,500		189,000	273,628		
アメリカ等特許明細書等受入・分類業務	330,750					
欧州(EPO)特許抄録分類製本等						
特許技術分野DB登録作業						
公開公報CD-ROM作成委託						
特許流通支援市場調査業務委託						
ホームページ作成業務委託						
特許流通支援 パネル製作委託						
IPDLシステム端末据付調整業務						
日本公開特許抄録分類整理簡易製本業務						
外国特許明細書補修業務	2,499,000					
特許庁のお知らせのFAX送信業務委託						
地下厨房機器の撤去処分						
パテントラボ事業調査業務委託						
知的財産情報整備・閲覧提供調査						
閲覧室改装に伴う電気設備調査	94,500					
DM宛名ラベル作成業務		118,046				
事業的委託料小計	4,042,500	401,546	472,500	273,628	0	0
委託料合計	24,181,164	20,544,410	21,637,533	19,903,042	18,770,094	18,273,294

『大阪府立特許情報センター 事務概要書』(1997年から2010年 大阪府立特許情報センター)より作成

情報サービス課での閲覧と相談

(単位:人)(単位:件)

年度	(平成)	閲覧	相談
1996	8	18,608	5,886
1997	9	18,110	6,892
1998	10	17,608	7,270
1999	11	16,713	5,840
2000	12	13,769	5,998
2001	13	14,156	6,940
2002	14	14,589	7,017
2003	15	12,462	7,047
2004	16	10,064	5,222
2005	17	8,464	4,385
2006	18	7,778	4,032
2007	19	6,042	3,132
2008	20	5,890	2,748
2009	21	3,693	3,531

『大阪府立特許情報センター 事務概要書』
(1997年から2010年 大阪府立特許情報センター)より作成

産業財産権の出願状況

(単位:件)

年度	(平成)	大阪府	東京都	全国
1994	6	91519	243620	641853
1995	7	93101	251409	543344
1996	8	94435	257180	554903
1997	9	87533	239180	513679
1998	10	85774	235162	503235
1999	11	89210	234838	508620
2000	12	96159	259248	555692
2001	13	91986	254430	535586
2002	14	86345	242586	511926
2003	15	86873	239052	512623
2004	16	87246	245781	525779
2005	17	83963	251663	527142
2006	18	80871	239563	500830
2007	19	78066	241512	492254
2008	20	70940	227663	463122
2009	21	64913	204111	421262

『特許行政年次報告書』(1995年から2010年 特許庁)より作成

年 表

天王寺別館・天王寺分館・夕陽丘図書館				大阪府・国（特許庁）等			
				1884 明治17年			商標条例施行
				1885 明治18年	7月		専売特許条例施行
					8月		最初の特許公報（特許明細書発行）
				1888 明治21年			意匠条例施行
							大日本帝国憲法公布
大阪図書館・大阪中央図書館・中之島図書館							
				1904 明治37年	2月		大阪図書館開館
					12月		日本特許公報初めて受け入れ
				1923 大正12年	1月		特許局より外国特許公報の寄贈始まる
				1935 昭和10年	4月		「特許発明実用新案意匠及び商標分類目録併件名索引」編纂
				1936 昭和11年	4月		大阪府中央図書館となる
					4月		特許部を新設
					10月		「新着特許抄報」発刊
1937 昭和12年	2月	大原社会問題研究所の土地建物と蔵書の一部が大阪府に譲渡					
				1941 昭和16年			新兵器工業外国特許文献展開催
				1942 昭和17年			敵国人所有日本特許文献展開催
				1944 昭和19年			航空機外国特許文献展開催
							潜水艦外国発明文献展開催
				1945 昭和20年	3月		大阪大空襲
					8月		「終戦の詔」により無条件降伏終戦
				1947 昭和22年	3月		赤間文三知事 1959年昭和34年まで3期
1947 昭和22年	9月	旧大原社会問題研究所を大阪府立図書館天王寺別館と呼称					
1950 昭和25年	8月	天王寺分館開館					
1951 昭和23年	4月	閲覧料条例が廃止され 無料での公開となる					
			1951 昭和23年				外国特許のマイクロフィルム化に着手
					2月		スイス特許明細書が特許庁より借与
			1953 昭和28年	4月			商工資料室開設
			1958 昭和33年	3月			資料係と閲覧係で商工資料課新設
				1959 昭和34年	4月		左藤義詮知事 1971年昭和46年まで3期
				1960 昭和35年	4月		現行の特許法・実用新案法・意匠法・商標法施行
				1971 昭和46年	4月		黒田了一知事 1979年昭和54年まで2期
1974 昭和49年	1月	天王寺分館跡地に新館竣工					
	3月	商工資料課を新館に移転					
	4月	大阪府立夕陽丘図書館開館	1974 昭和49年				人文科学、郷土資料等が中心になる
		社会科学資料、児童書、特許資料、対面朗読、自動車文庫が中心になる					
				1979 昭和54年	4月		岸昌知事 1991年平成3年まで3期
				1991 平成3年	4月		中川和雄知事 2000年平成12年まで1期
1995 平成7年	10月	大阪府立夕陽丘図書館休館		1995 平成7年	1月		阪神淡路大震災
							WTO（世界貿易機関）発足
							TRIPS協定（知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定）発効
					11月		APEC首脳会議大阪にて開催
1996 平成8年	3月	大阪府立夕陽丘図書館 閉館					

地方自治体における知的財産政策

特許情報センター				大阪府・国（特許庁）等			
1996	平成8年	4月	特許情報センター創立 総務班と情報サービス課からなり職員は事務吏員10名 建物の改修工事	1996	平成8年	4月	特許庁ウェブサイトを開設
		6月	特許庁から知的所有権センターとして承認される 講演：「パテントマップの体系 分類と活用」大阪府知的所有権アドバイザー井口三雄・[外国特許の検索]大阪府知的所有権アドバイザー後藤準次郎			4月	特許庁出張面接審査開始
						5月	大阪府立中央図書館開館
1997	平成9年	3月	近畿通産産業局特許室・社団法人発明協会大阪支部・弁理士会近畿支部が移転	1997	平成9年	4月	立体商標・団体商標制度導入
		4月	総務班が企画総務課となる 職員は技術吏員1名増員で1名・非常勤嘱託員7名増員で7名となり 合計18名				
		4月	関西特許情報センター開所				
1998	平成10年	1月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演・講座・未利用特許技術の提供者によるプレゼンや展示会・学生による特許活用アイデアコンペを実施	1998	平成10年	2月	ボールスブライン事件最高裁判決
		4月	職員は非常勤嘱託員が1名増員で8名となり 合計19名			4月	特許庁公開特許公報フロントページ検索サービス開始
						4月	オンライン申請開始
						8月	TLO法施行
1999	平成11年	1月	パテント&デザインフォーラムを開催 講演・講座・デザイナーによる休眠特許の活用提案を紹介	1999	平成11年	1月	部分意匠制度等意匠制度大幅改正
		4月	職員は非常勤嘱託員が1名増員で9名となり 合計20名			3月	特許電子図書館（IPDL）サービス開始
							マドリッド協定議定書へ加入
2000	平成12年	1月	パテント&ネットワークフォーラムを開催 講演・講座・技術移転とネットワークについてのパネルディスカッションを実施	2000	平成12年	2月	太田房江知事 2008年平成20年まで2期
		4月	職員は事務吏員が2名増員で12名となり 合計22名			4月	意匠・商標電子申請開始
		5月	財団法人日本テクノマート大阪本部（現日本立地センターテクノマート事業部 大阪支部）が移転			12月	標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書日本で効力を発生
		7月	パテントラボ開設（特許インキュベーション）				
2001	平成13年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 展示「21世紀科学技術と特許」・パテントラボの成果発表・「21世紀の夢と科学」と題するパネルディスカッションを実施	2001	平成13年	4月	中央省庁再編
		4月	近畿通産産業局特許室から独立行政法人工芸所有権総合情報館大阪閲覧室（現独立行政法人工芸所有権情報・研修館 大阪閲覧室）が分離して独立			10月	特許の審査請求期間が7年から3年に改正される等大幅に法改正施行
2002	平成14年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 京都大学大学院法学研究科客員教授 宇佐美弘文「ライフサイエンスとバイオ関連特許出願の現状」・㈱バイオフロンティアパートナーズ代表取締役社長大滝義博「ライフサイエンスと知的財産」を実施	2002	平成14年	1月	弁理士法全面改正施行
		4月	職員は事務吏員が1名減員で11名・非常勤嘱託員が4名減員で5名となり 合計17名			2月	内閣総理大臣が施政方針演説で知的財産立国の必要性を訴えた
		4月	職員職務発明規程に基づく特許等の出願・管理・企業に対する実施許諾等の事務を一元化して特許情報センターで実施することとなる			3月	パチンコ機に関する東京地裁判決
		5月	近畿インキュベーション連絡会議（24団体）の創設に参加			7月	知的財産戦略大綱決定
			堺商工会議所機関紙・大東商工会議所ホームページ・日本SOHO協会メールマガジン等での連載を開始 豊中商工会議所セミナー用教科書を作成			9月	特許法上コンピュータプログラミングを物の発明として規定
2003	平成15年	1月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 大阪大学名誉教授・帝塚山大学大学院法政政策研究科長 江口順一「独占禁止法と特許に関する総論」・公正取引委員会取引部取引企画課長山本和史「最近の公正取引委員会の対応」を実施・独占禁止法等について展示	2003	平成15年	3月	知的財産基本法施行 知的財産戦略本部の設置
		4月	職員は技術吏員が1名減員で10名・非常勤嘱託員が1名増員で6名となり 合計18名			3月	パチンコ機に関する東京地裁判決
						4月	オリンパス事件最高裁判決
2004	平成16年	3月	関西特許情報センターフェスタを開催 「関西特許情報センター集合機関の紹介」・商工振興室新産業課職員「大阪府知的財産戦略指針の概要説明」を実施 職員は技術吏員が1名増員で1名となり 合計19名	2004	平成16年	1月	青色ダイオード事件地裁判決
						3月	大阪府知的財産戦略指針
						4月	国立大学法人化
2005	平成17年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 奈良先端科学技術大学院大学教授 久保浩三「大学の知的財産への取り組みについて」「関西特許情報センター集合機関の紹介」を実施	2005	平成17年	4月	知的財産高等裁判所設立
		4月	職員は事務吏員が2名減員で10名・非常勤嘱託員が1名増員で7名となり 合計18名				
2006	平成18年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 センチュリー法律事務所弁護士 竹岡八重子「知的財産とコンプライアンス」「関西特許情報センター集合機関の紹介」を実施	2006	平成18年	4月	地域団体商標制度が創設
2007	平成19年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 三枝国際特許事務所弁理士 岩井智子「中国商標実務の動向・運用の変化」「関西特許情報センター集合機関の紹介」を実施	2007	平成19年	4月	意匠権の存続期間の延長
		4月	職員は事務吏員が1名減員で9名となり 合計17名			4月	KSR事件連邦最高裁判所判決
2008	平成20年	1月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 特許庁総務部普及支援課特許情報企画室長後谷陽一「企業のグローバル化と中国知財戦略」三協国際特許事務所長小谷悦司「日本知的財産仲裁センターによる「調停」について」「関西特許情報センターの紹介」を実施	2008	平成20年	2月	橋下徹知事
2009	平成21年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 社団法人発明協会知的財産研究センター副センター長 扇谷高男「企業における知的財産人材の戦略的育成について」オムロン㈱知的財産課主査宇野元博「中国で多発する商標権等の模倣対策について」「関西特許情報センターの紹介」を実施	2009	平成21年	4月	通常実施権等登録制度の見直し
		4月	職員は非常勤嘱託員が1名減員で6名となり 合計16名				
2010	平成22年	2月	関西特許情報センターフェスタを開催 講演 ㈱井製作所知的財産室専任部長長滝野孔延「わが社の知財管理体制」弁理士法人関西法律事務所弁護士・弁理士岩坪哲「知的財産を侵害された場合、侵害してしまった際の対策」「関西特許情報センターの紹介」を実施	2010	平成22年	11月	大阪府知的財産戦略指針
2010 平成22年 12月 特許情報センター廃止							
「大阪府立図書館50年史略」（1953年 大阪府立図書館） 「府立図書館の変遷と中之島」（1971年 大阪府立図書館）							
「大阪府立中之島図書館九十年史」（1994年 大阪府立中之島図書館） 「大阪府立夕陽丘図書館だより ゆうひがおか No65」（1996年 大阪府立夕陽丘図書館）							
「大阪府立特許情報センター 事務概要要書」（1997年から2010年 大阪府立特許情報センター）							
「大阪府立特許情報センター 財務関係参考資料」（1997年から2010年 大阪府立特許情報センター）							
「大阪府立夕陽丘図書館だより その歩みと継承」（1998年 大阪府中央図書館）							
「産業財産権制度125周年記念誌―産業財産権制度この15年の歩み―」（2010年 特許庁）							
「産業財産権制度の歴史」（特許庁ホームページhttp://www.ipso.go.jp/seido/rekishi/rekishi.htm 2011年9月閲覧）							
より作成							

